

令和2年度経済産業省事後評価実施計画

1. 令和2年度経済産業省事後評価実施計画の位置付け

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）及び「経済産業省政策評価基本計画」を踏まえて、令和2年度経済産業省事後評価実施計画を定める。

2. 記載事項

法第7条第2項の規定に基づき、計画期間、事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法を以下のとおり定める。

3. 計画期間

令和2年度の間とする。

4. 事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法

① 評価対象

事後評価は（ア）、（イ）及び（ウ）を対象とし、評価書を作成する。

（ア）経済産業省政策評価基本計画の別紙に掲げる施策

（イ）経済産業省の所掌に係る租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。以下同じ。）に係る政策のうち評価の必要性の高いもので、別紙に掲げるもの

（ウ）経済産業省の所掌に係る規制の政策のうち、規制の見直し時期が到来するもの

② 評価方法

評価対象となる施策を主管又は租税特別措置等及び規制を所管する局等の長は、可能な限り定量的な方法で評価を行うことを基本とし、これが難しい場合には客観的な事実等を用いながら評価を行う。

(別紙)

事後評価を実施する租税特別措置等

1. 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（中小企業高度化事業）
2. 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務用資産に係る特例措置
3. 石油化学製品の製造に係る軽油引取税の課税免除